

不服申立て事案答申第 263 号

不服申立て事案諮問第 282 号

件名：防犯カメラの映像の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求について、不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 12 月 8 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 21 日付けで行った不開示決定について、開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

#### (ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 5 年 12 月 8 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該開示請求書の請求内容は、①苦情取扱一覧表、②防犯カメラの映像で、本日の私が写っているもの 1 階ロビー及び玄関で撮影されたもの（請求日現在 A 警察署で保管のもの）である（以下「本件開示請求」という。）。

#### (イ) 開示請求に係る保有個人情報の特定

処分庁は、本件開示請求における「②防犯カメラの映像で、本日の私が写っているもの」の請求内容（以下、本件開示請求のうち、この②の請求内容のことを「本件請求内容②」という。）に対する確認を行

ったところ、A 警察署の 1 階ロビー天井には防犯カメラが設置されており、常時撮影・録画されていた。

本件開示請求書の「本日」については令和 5 年 12 月 8 日であるところ、同日、審査請求人が A 警察署に訪れた際の場面が録画されていることが確認できた。

(ウ) 本件処分

本件請求内容②の対象となる保有個人情報、令和 5 年 12 月 8 日に、審査請求人が A 警察署に訪れた際に同署において撮影された防犯カメラの映像である。

処分庁は、本件保有個人情報については、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不開示情報に該当するとして、令和 5 年 12 月 21 日、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

なお、本件開示請求における「①苦情取扱一覧表」の請求内容については、別に保有個人情報一部開示決定をしている。

イ 本件処分の理由

法第 78 条第 1 項第 5 号においては、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としている。

警察施設は、運転免許業務、各種届出、相談等、昼夜を問わず多数の一般来庁者が出入りすることから、テロ等の標的になり得る施設である。

また、警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制が伴うことから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察に対する敵対意識を持った者等が来庁し、警察官や施設に対する暴行・傷害・器物損壊等の犯罪行為を行ったり、犯罪捜査で押収した証拠品の奪還や、留置施設に収容されている者を奪取したり、あるいは逃走させる目的で、その逃走を容易にするための行為を試みることも十分に考えられる。

本件保有個人情報は、警察施設である A 警察署の 1 階ロビーの天井に設置された防犯カメラにより撮影されたものであるところ、これが開示されることにより、施設内部の構造、状況や防犯カメラの撮影範囲や鮮明度が明らかになり、犯罪行為を企図する者が、これを研究・分析することで、犯罪を敢行した場合の対抗措置や弱点をつくことを容易にならしめ、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件保有個人情報、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する不開示情報に該当し、その全てを不開示とする必要がある。

よって、本件保有個人情報は、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する不開示情報であることから、本件処分は適正である。

## (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「他者の分について、カットするかボカす等して、私の部分だけを開示することは技術的に可能である。」と申し立て、防犯カメラの映像において、審査請求人の部分だけを開示することは可能であるから、自身が撮影されている部分のみについては、自身の情報であるから開示されるべきである旨主張している。

しかしながら、本件保有個人情報の一部でも開示すれば、警察施設に備え付けられた防犯カメラの撮影範囲等を公にすることとなり、これを研究・分析することで、犯罪を敢行した場合の対抗措置や弱点をつくことを容易にならしめ、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある、つまり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、本件保有個人情報が不開示情報に該当するとして行った本件処分が適正であることは明らかである。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

## (3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

# 4 審議会の判断

## (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、防犯カメラによって撮影された A 警察署の 1 階ロビー及び玄関における令和 5 年 12 月 8 日の審査請求人の映像である。

## (2) 法第 78 条第 1 項第 5 号該当性について

処分庁によれば、警察施設には、昼夜を問わず多数の一般来庁者が出入りしており、テロ等の標的になり得る施設であるとのことである。また、警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制が伴うことから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察に対する敵対意識を持った者等が来庁し、警察官や施設に対する暴行・傷害・器物損壊等の犯罪行為を行ったり、犯罪捜査で押収した証拠品の奪還や、留置施設に収容されている者を奪取したり、あるいは逃走させる目的で、その逃走

を容易にするための行為を試みることも十分に考えられるとのことである。

当審議会において検討したところ、本件保有個人情報の一部でも開示することとなれば、警察施設の内部の構造や状況、防犯カメラの撮影範囲や鮮明度といった機微な情報が明らかとなることから、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、部分開示の余地はなく、本件保有個人情報は、法第78条第1項第5号に該当する。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

防犯カメラの映像で、本日の私が写っているもの  
1階ロビー及び玄関で撮影されたもの  
(請求日現在 A 警察署で保管のもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 3. 21	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 12. 16 (第244回審議会)	審議
7. 1. 24 (第245回審議会)	審議
7. 2. 26	答申